

## 福田記念病院 訪問看護ステーション運営規定

### 【事業の目的】

第1条 医療法人社団福田会 福田記念病院が開設する、福田記念病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員・理学療法士・作業療法士及び言語療法士(以下「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)であり主治医が訪問看護を必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### 【運営の方針】

第2条 指定訪問看護の提供にあたり、ステーションの看護職員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2. 指定介護予防訪問看護の提供にあたり、ステーションの看護職員等は要支援者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。
3. 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### 【事業者の名称等】

第3条 訪問看護を行う事業所の名称および所在地

- (1)名称 福田記念病院 訪問看護ステーション
- (2)所在地 栃木県真岡市並木町3-10-6

### 【職員の職種・員数及び職務の内容】

第4条 ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容

本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険等の関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1)管理者:看護師若しくは保健師 1名

ステーションの従業者の管理及び訪問看護の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2)看護職員:常勤換算 2.5 名以上(うち 1 名は常勤職員)。理学療法士・作業療法士または言語聴覚士は必要に応じて配置する。

看護師は、訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)を作成し、計画を基に訪問看護の提供にあたる。

訪問看護報告書を作成し、実施した訪問看護の経過・結果を記録する。

- (3)事務職員(現在は配属なし)

必要な事務処理を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 ステーションの営業日及び営業時間

(1)ステーションの営業日

月曜日～金曜日 土曜日(祝日及び盆休暇、12月30日～1月3日を除く)

(2)営業時間

平日:午前8時30分～17時30分 土曜日 12月29日:午前8時30分～12時30分

※電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

※利用者又は、その家族等からの要望を受け必要に応じて訪問看護の提供を行う。

※当ステーション営業日以外の訪問はその他の利用料として差額費用(休日料金)を徴収する。

【訪問看護の内容】

第6条 事業内容

(1)病状・障害の観察

(2)清拭・洗髪等による清潔保持

(3)食事及び排泄等日常生活ケア

(4)褥瘡予防・処置

(5)リハビリテーション

(6)ターミナルケア

(7)認知症患者の看護

(8)療養生活・介護方法の指導

(9)カテーテル等の管理

(10)その他、医師の指示による医療処置

【利用料等】

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2.次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施区域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。自動車を使用した場合は次の金額を徴収する。

距離	金額
片道5Km 未満	片道1Kmにつき 100円
片道5Km～10Km 未満	1回ごとに 800円
片道10Km～15Km 未満	1回ごとに 900円
片道15Km～20Km 未満	1回ごとに 1000円

3. 当ステーション営業日以外の訪問看護を提供した場合は、保険外の利用者負担として3000円の休日料金を徴収する。(医療保険)

4. 死後の処置料は保険外の利用者負担として5500円徴収する。

5. 当日キャンセルが発生した場合、保険外の利用者負担として 5000 円徴収する。

6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名・捺印)を受ける。

#### 【通常の訪問看護の実施地域】

第8条 通常の訪問看護実施地域は真岡市、益子町、芳賀町、上三川町等の事業所の所在地から概ね 半径 20km 以内とする。

#### 【緊急時等における対応方法】

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状が急変・その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ報告し適切な処置を行うこと。

2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は速やかに管理者及び主治医に報告すること。

#### 【事故発生時の対応】

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を行うこと。

2. 事業者は、サービスの提供に伴ってステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

#### 【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じること。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報すること。

#### 【身体拘束に関する事項】

第12条 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

#### 【苦情処理】

第13条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明すること。

#### 【個人情報の保護】

第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ること。

#### 【ハラスメントへの対応】

第15条 本事業所の従業者に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政および居宅介護支援事業所に相談のうえ、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

#### 【その他運営についての留意事項】

第16条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3カ月以内

(2)継続研修 年1回

2. 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. 本事業所の従業者は、その同居する家族には訪問看護の提供はしないものとする。

5. 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その訪問看護完結の日から5年間保管とする。

6. この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人社団福田会 福田記念病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 2023年4月1日から施行する。

2024年6月1日 一部改訂

2025年3月1日 一部改訂

2025年4月1日 第7条5項(キャンセル料)条文追加し、即日施行

2026年4月1日 一部改訂